

東京都キヨソ防除実施計画

令和 8 年度事業実施計画

令和 8 年 8 月

東京都

目次

1	はじめに	1
2	防除を行う区域	2
3	令和7年度の対策と生息状況等の現状	2
(1)	防除事業	2
ア	防除委託による捕獲業務	2
イ	柵設置・復旧・維持管理業務	3
ウ	運営管理調査委託	4
エ	ICTを活用した防除	4
オ	捕獲報奨金事業	4
(2)	捕獲の結果	5
(3)	生息状況と被害状況	8
ア	生息状況モニタリング	8
イ	捕獲効果の評価	10
ウ	個体数の推定	14
エ	植生モニタリング	14
オ	農作物被害の発生状況	14
(4)	島民への理解促進活動	14
ア	普及啓発チラシの配布等	14
イ	講習会の開催等	16
ウ	その他	16
(5)	検討委員会等の開催	16
ア	東京都キョン防除対策検討委員会	16
イ	東京都キョン専門家意見交換会	16
ウ	大島キョン防除事業工程会議	16
(6)	令和7年度の事業の成果と課題	16
4	令和8年度 of 取組み	17
(1)	目標	17
(2)	取組の方針	17
(3)	防除事業	18
ア	防除委託による捕獲業務	18
イ	柵設置・維持管理業務	20
ウ	防除対策運営管理調査委託	20
(4)	捕獲報奨金事業	21
(5)	希少植物の保護	21
(6)	島民への理解促進活動	22
ア	普及啓発チラシの作成	22
イ	講習会等の開催	22
(7)	検討委員会等の開催	22
ア	東京都キョン防除対策検討委員会	22
イ	東京都キョン専門家意見交換会	22
ウ	大島キョン防除事業工程会議	22

1 はじめに

東京都伊豆大島において、特定外来生物であるキョンが野生化し、個体数増加と分布拡大に伴い、自然植生への影響、農作物被害などが問題になっている。

こうした状況を踏まえ、東京都では平成 16（2004）年度に制定された特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号）（以下、「外来生物法」という。）に基づいて防除実施計画を策定し、平成 19（2007）年度にキョンの防除事業を開始した。

防除事業の内容は、銃器や張り網、わな等での捕獲や、キョンの移動を妨げるための島内を分断する柵の設置などである。捕獲に関しては、生息密度が高くキョンの主要な生息地である森林域で重点的に実施するとともに、近年は市街地でも捕獲エリアを拡大し捕獲を強化してきた。その結果、キョンの捕獲数は年々増加し、令和 6（2024）年度には 6,324 頭が捕獲され、令和 7（2025）年度には 7,291 頭を捕獲した。しかし、キョンの推定個体数は依然として多く、生態系に対する悪影響や農作物被害も続いており、捕獲を強化しなければならない段階にある。

令和 4（2022）年度から令和 7（2025）年度は防除実施計画の第 3 期計画期間であり、森林域においては全域での捕獲の展開と捕獲事業区内におけるキョン個体数の大幅削減を目指すとともに、市街地、火口域、急傾斜地では、森林域との境界を分断し、キョンの移出入を防ぐとともに、現行の捕獲手法を継続しつつ、根絶が見込める効率的な捕獲手法を検討、確立することを目指す取組を進めてきた。捕獲事業区内ではキョンの低密度化が進んだ一方で、捕獲事業区外では捕獲圧のかかっていない捕獲空白域が広く残るとともに、低密度化が進んでいない状況である。このようなことから、第 3 期計画期間の成果と課題を踏まえて令和 8（2026）年 3 月に防除実施計画を改定し、早期の根絶を目指してより一層効果的に事業を進めていくこととした。

本計画は、東京都キョン防除実施計画（第 4 期計画）に基づいて令和 8（2026）年度のキョンの防除を計画的に進めるために、各事業の方針について定めるものである。第 4 期計画では、令和 8（2026）年度からの 3 年間を集中捕獲期間と位置付けて高い捕獲圧をかけ続け、キョンの個体数を大きく減少させる。さらには、令和 11（2029）年度から令和 12（2030）年度の 2 年間は、集中捕獲期間で実施した捕獲圧を緩めることなく、効率的に残存する個体を探索しながら防除を進め、森林域ではキョンがほぼ根絶した状態を目指すこととしている。この目標の達成を目指して、新たな事業体制に基づき、捕獲対象地域のさらなる拡大と、一層効果的な捕獲等の取組を行っていく。

2 防除を行う区域

防除を行う区域は伊豆大島全域とする。

3 令和 7 年度の対策と生息状況等の現状

(1) 防除事業

森林域においては銃器、張り網、わなによる捕獲を実施した。市街地において誘導柵や箱わな等を用いた捕獲を実施した。

なお、令和元（2019）年度以降、外来生物法第 17 条の三第 3 項において準用する第 13 条第 5 項に基づく告示を行い、土地への立入り等を行い、捕獲の範囲を拡大している。

ア 防除委託による捕獲業務

a. 大島キョン防除委託（防除南北）

全島（組織銃器捕獲の対象範囲以外）において、張り網、わなによる捕獲を実施した。

b. 大島キョン防除委託（銃器全域）

全島（市街地及び組織銃器捕獲の対象範囲以外）において、忍び猟や待機射撃など、銃器による捕獲を実施した。

c. 大島キョン防除委託（防除市街地）

市街地を対象に、誘導柵や箱わな、張り網を用いた捕獲を実施した（図 1）。

d. 大島キョン防除委託（組織銃器 A、組織銃器 B、組織銃器 C）

森林域の捕獲事業区において、細分化柵を活用し、銃器による追込み捕獲を実施した（図 1）。

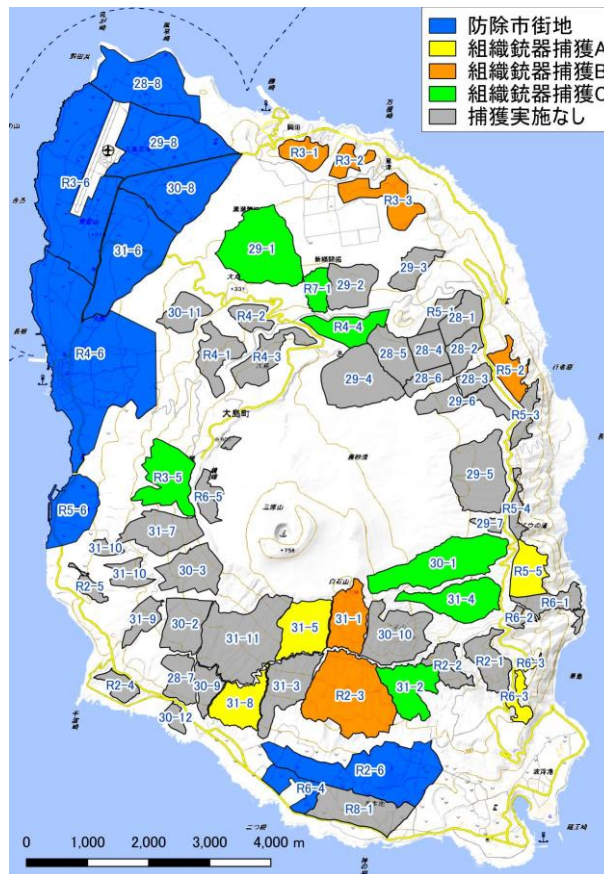


図 1 防除市街地，組織銃器捕獲（組織銃器 A、組織銃器 B、組織銃器 C）の対象範囲

イ 柵設置・復旧・維持管理業務

a. 防除柵設置・復旧工事

キョンの移動を防ぐとともに組織銃器捕獲を効果的に進めていくために、島全体を大きく区切る柵を設置した。また、既存柵の補修を行った。（図 2）

b. 細分化柵設置・復旧作業委託

組織銃器捕獲を効果的に実施していくために、捕獲事業区内に細分化柵を設置した。また、既存柵の補修を行った。（図 3）

c. 既存柵の点検

令和 7（2025）年度までに設置した分断柵・誘導柵等を対象に巡回し、点検を行った。



図2 防除柵の設置位置（令和7年度）



図3 細分化柵の設置状況（令和7年度）

ウ 運営管理調査委託

各種調査を行い効率のよい防除対策運営管理に向けた基礎資料を作成するとともに、事業が円滑に進むよう調整役を担った。モニタリング、個体数推定、捕獲効果の検証、効果的な捕獲方法の検討、防除事業のコーディネート、普及啓発、キョン防除対策検討委員会等の運営、次年度事業実施計画案の作成、防除実施計画改定に係る検討などを行った。

エ ICT を活用した防除

a. ドローンを活用した銃器捕獲

火口域においてドローンを活用した銃器捕獲の実証試験を実施した。

b. わな捕獲通知システムの導入試験

わな捕獲通知システムを用いた足くくりわな捕獲試験を実施し、通知システムの導入効果を検証した。

オ 捕獲報奨金事業

一般島民を対象とした捕獲報奨金事業を開始した。

（２） 捕獲の結果

捕獲を開始した平成 19（2007）年度から捕獲頭数は増加傾向にあり、令和 7（2025）年度の捕獲頭数は 7,291 頭であった（図 4）。

月別捕獲頭数の推移を表 1 及び図 5 に示す。5～7 月と 10 月の捕獲頭数が多かった。

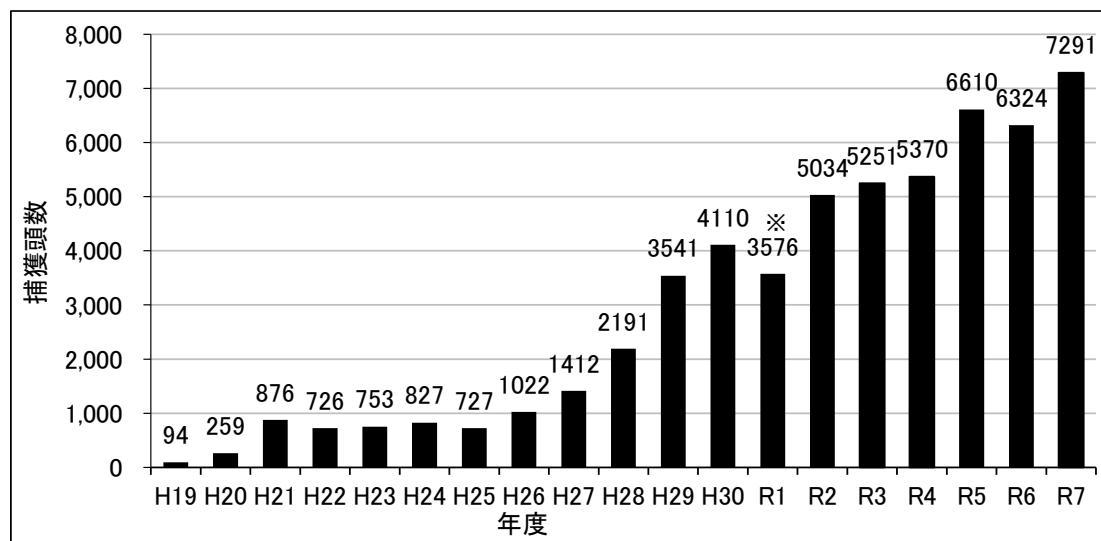


図 4 捕獲頭数の経年変化

※令和元（2019）年度は台風の影響で捕獲作業を一時中断した。

表 1 事業別月別捕獲頭数（令和 7 年度）

事業	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
防除北部	117	145	135	113	106	77	156	124	69	107	87	114
防除南部	135	154	175	125	117	138	146	126	64	84	89	117
単独銃器	76	70	87	122	112	82	104	79	76	92	124	159
組織銃器A	27	71	48	0	0	24	67	37	23	9	6	0
組織銃器B	51	72	9	0	0	42	43	53	46	66	32	15
組織銃器C	14	0	89	113	0	85	74	0	119	72	42	33
防除市街地	149	162	210	157	140	123	166	132	107	127	89	131
そのほか	1	1	1	1	1	6	6	18	38	41	58	41
計	570	675	754	631	476	577	762	569	542	598	527	610

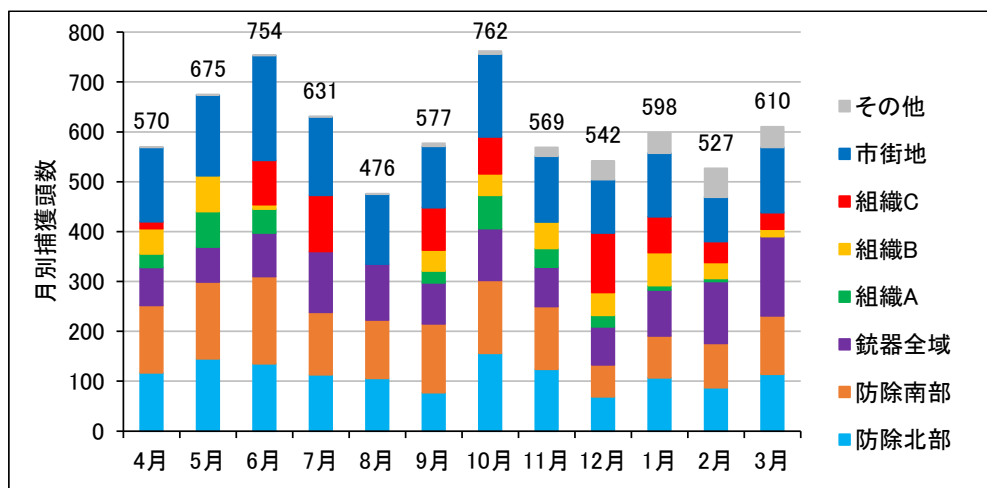


図5 事業別月別捕獲頭数（令和7年度）

事業別手法別の捕獲頭数を表2及び図6に示す。銃器と張り網による捕獲が多く、全体の大半を占めていた。防除南北では、張り網による捕獲頭数が最も多かった。市街地では張り網や箱わな、手捕りにより捕獲された。

表2 事業別手法別捕獲頭数（令和7年度）

事業	防除北部	防除南部	銃器全域	組織銃器A	組織銃器B	組織銃器C	防除市街地	そのほか	計
銃器	-	-	1,183	308	416	620	-	72	2,599
張り網	1,100	1,359	-	-	-	-	1,046	68	3,573
首くくりわな	-	4	-	-	-	-	-	-	4
箱わな	4	-	-	-	-	-	292	6	302
囲いわな	227	-	-	-	-	-	4	-	231
足くくりわな	-	-	-	-	-	-	-	48	48
死体回収	10	68	0	3	7	20	103	13	224
そのほか	9	39	0	1	6	1	248	6	310
計	1,350	1,470	1,183	312	429	641	1,693	213	7,291

-: 捕獲作業無し

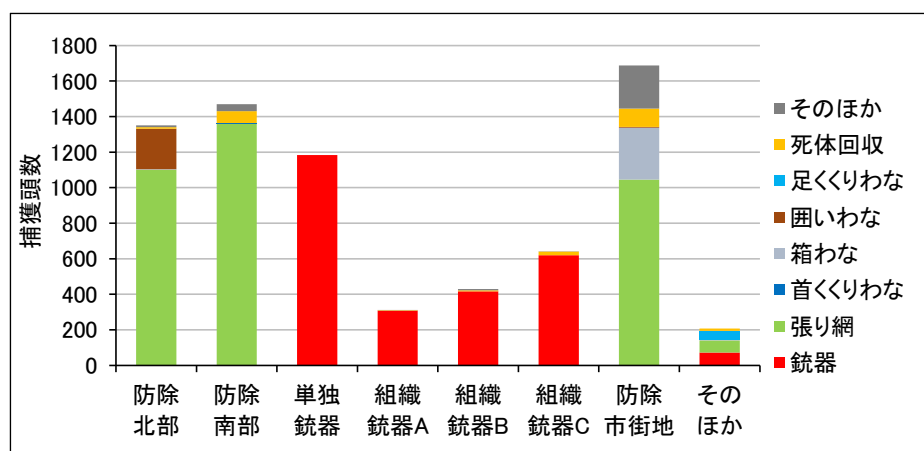


図6 事業別手法別捕獲頭数（令和7年度）

※事業の「そのほか」には銃器を用いた捕獲試験の結果を含む。足くくりわな捕獲は実証試験にて実施

事業別の捕獲個体の性比を図 7 に、捕獲方法別の捕獲個体の性比を図 8 に示す。メスの捕獲割合は、張り網中心の防除南北と防除市街地では合わせて約 26%、銃器中心の単独銃器と組織銃器捕獲 A～C では合わせて約 55%、全体で約 36%であった。

張り網による捕獲ではオスに大きく偏っており、銃器による捕獲ではメスとオスの捕獲割合は概ね同程度で、組織銃器捕獲ではメスの捕獲割合が大きい傾向がみられたが、これらの傾向は過年度と同様であった。

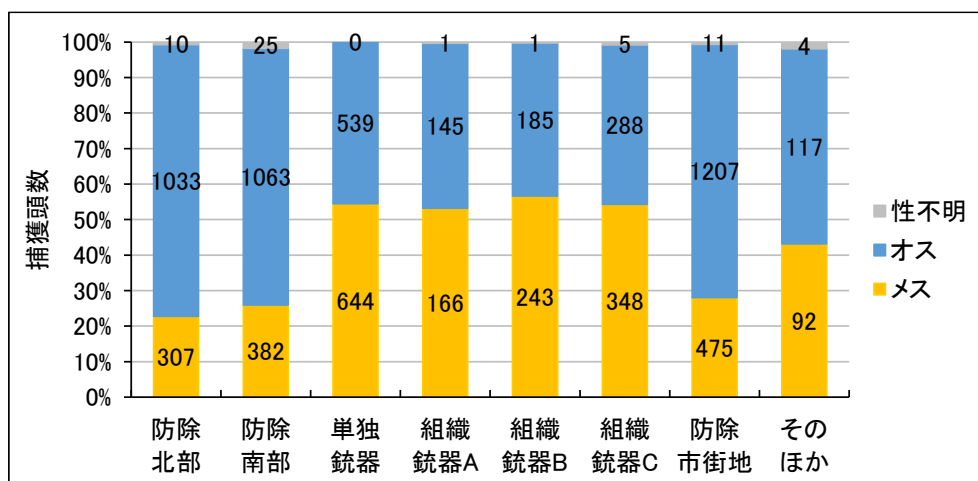


図 7 事業別の捕獲個体の性比（令和 7 年度）

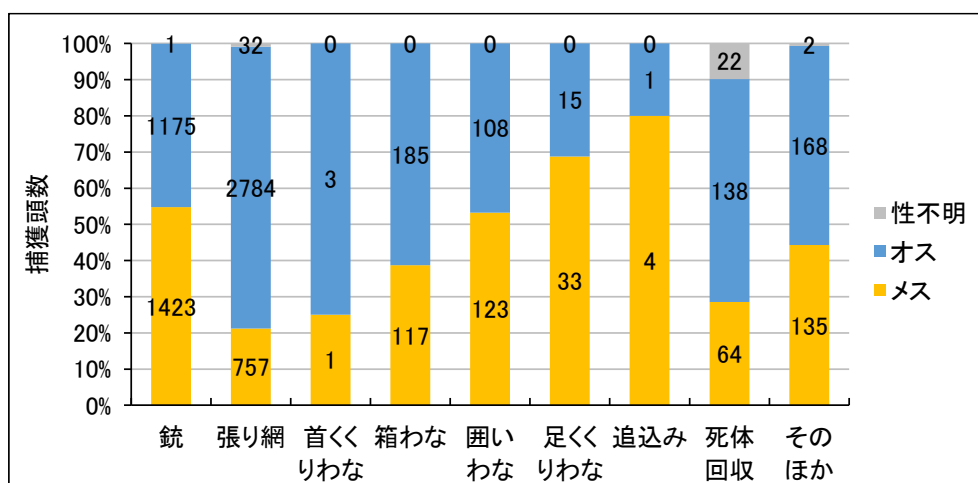


図 8 捕獲方法別の捕獲個体の性比（令和 7 年度）

※足くくりわな捕獲は実証試験にて実施

（３） 生息状況と被害状況

ア 生息状況モニタリング

キョンの生息状況を把握するために、糞粒密度調査とセンサーカメラ調査を実施した。糞粒密度調査は、令和 6（2024）年度と同地点の 26 箇所において令和 7（2025）年 11 月下旬に実施した。各 3 本のラインを設定し、ライン上 5m 間隔で 50×50cm のコドラート 30 個を設置し、糞粒数を計測した。ただし、捕獲事業区の細分化柵内のコドラートは対象

外とした。センサーカメラ調査は、糞粒密度調査と同じ調査地点のうちカメラ設置場所が捕獲事業区内に入った 2 箇所を除く 24 箇所の調査地点を設定し、各 3 台のセンサーカメラを設置し、令和 7（2025）年 11 月から 12 月まで撮影した。

糞粒密度調査の結果は、火口域の低木林から三原山北西部にかけて糞粒密度が高い傾向が見られた（図 9）。センサーカメラ調査の結果は、市街地や森林域の北部、急傾斜地で撮影頻度が高かった（図 9）。

平成 25（2013）年度以降の糞粒密度（図 10）と撮影頻度（図 11）の経年変化を示す。糞粒密度と撮影頻度は令和元年度以降は横ばい傾向で推移していた。

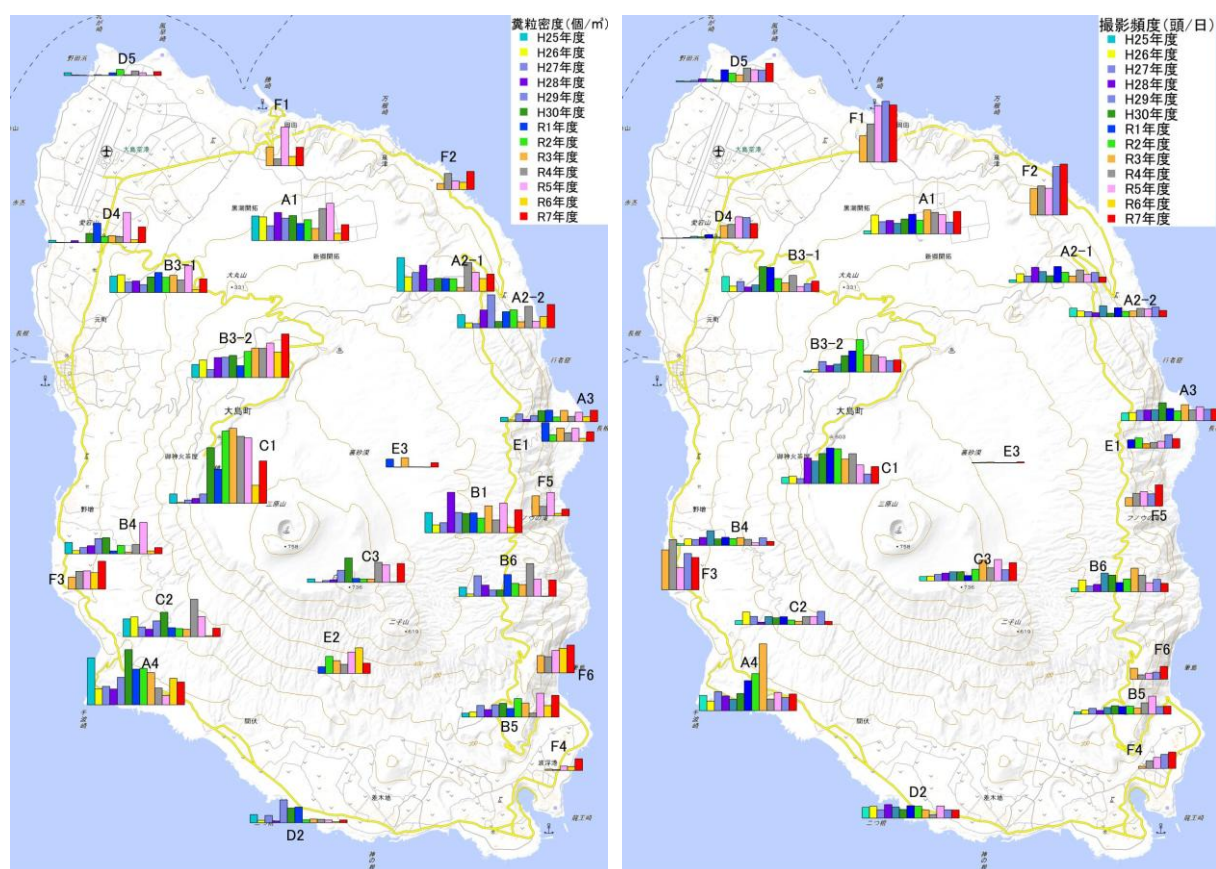


図 9 令和 7 年度のキョンの生息状況
（左：糞粒密度, 右：センサーカメラ撮影頻度）

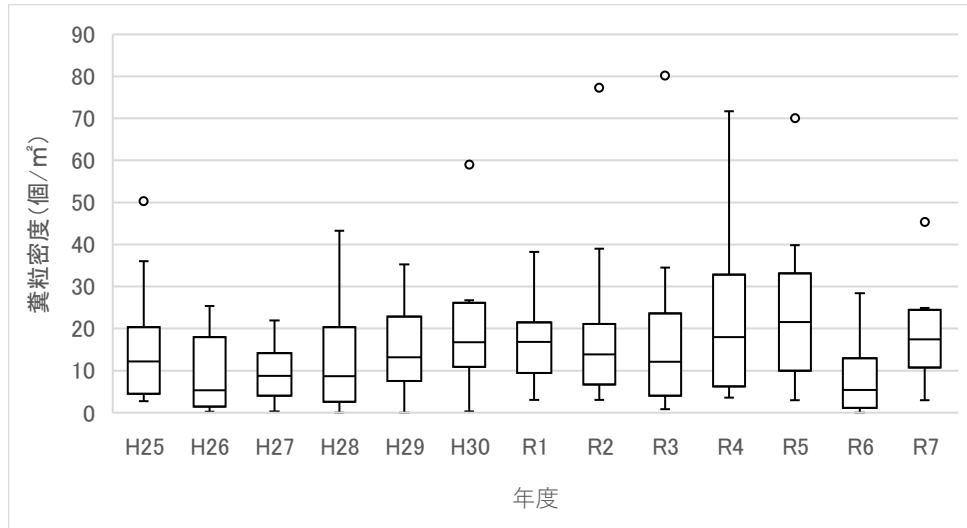


図 10 糞粒密度の経年変化

平成 25 年度から継続調査している 17 箇所の結果を使用。B1 は令和 3 年度以降、A4 は令和 4 年度以降、B4 は令和 5 年度以降、B5 は令和 6 年度以降、細分化柵内のコドラートの結果を除いて算出。ひげの下端が $1.5 \times 25\%$ 点の値、箱の下辺が 25% 点、中央の線が中央値、箱の上辺が 75% 点、ひげの上端が $1.5 \times 75\%$ 点の値、○が外れ値（四分位範囲の 1.5 倍から外れるデータ）を表す。

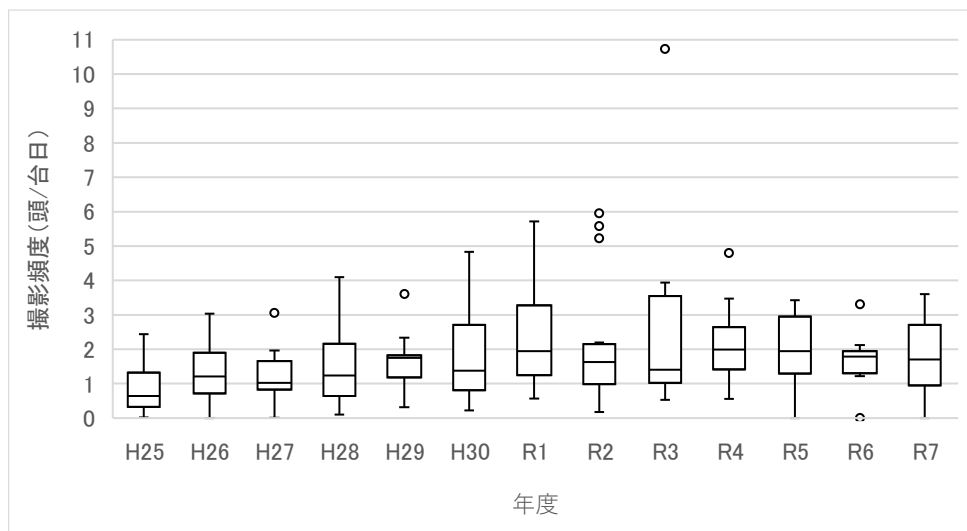


図 11 センサーカメラ撮影頻度の経年変化

平成 25 年度から継続調査している 17 箇所の結果を使用。令和 5～7 年度は 15 箇所。ひげの下端が $1.5 \times 25\%$ 点の値、箱の下辺が 25% 点、中央の線が中央値、箱の上辺が 75% 点、ひげの上端が $1.5 \times 75\%$ 点の値、○が外れ値（四分位範囲の 1.5 倍から外れるデータ）を表す。

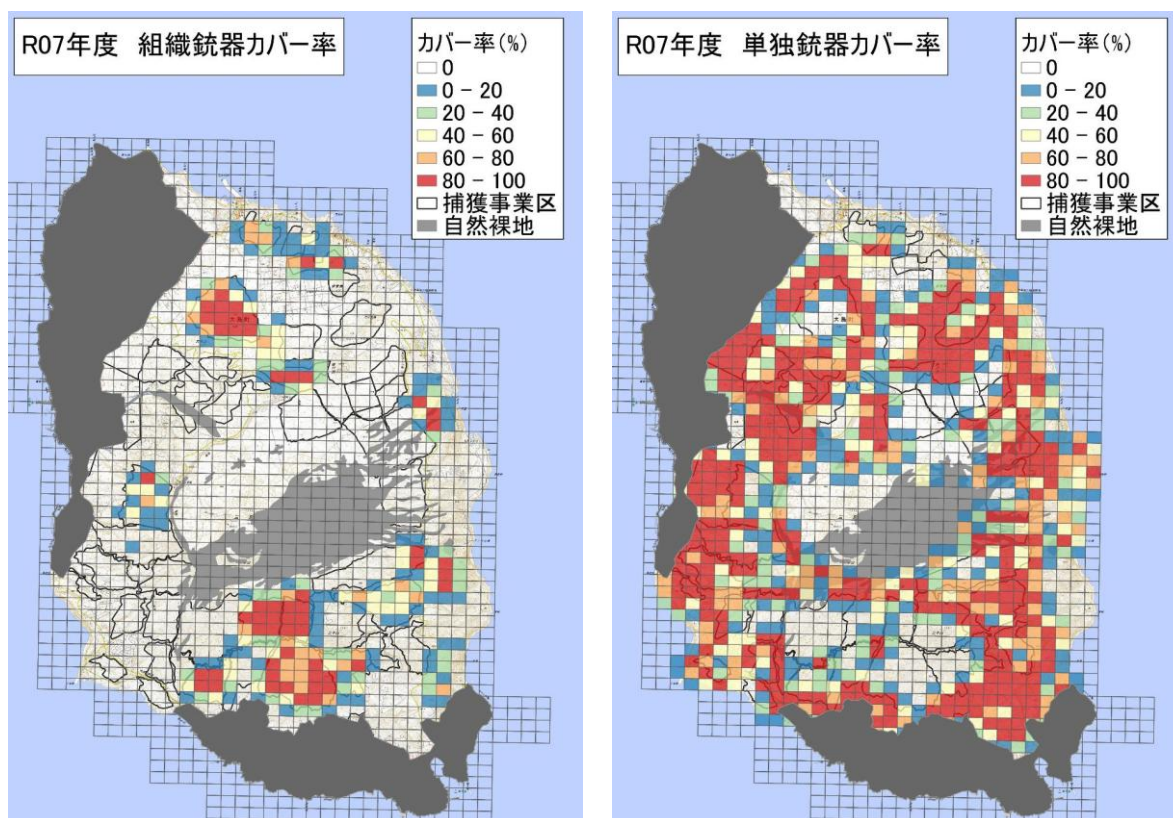
イ 捕獲効果の評価

森林域内の細分化柵で囲われた捕獲事業区内のキョンの個体数を削減して低密度化するために組織銃器捕獲を実施した。また、組織銃器捕獲の捕獲事業区外や市街地において、キョンの個体数の削減を図るために単独銃器捕獲や、わな、張り網を用いた捕獲を行った。

捕獲を実施した範囲をメッシュ当たりの捕獲カバー率で示した（図 12）。捕獲カバー率は、張り網の設置場所や単独銃器の捕獲作業ルートにキョンの行動圏面積（半径 116.6m）

のバッファを発生させた範囲と、組織銃器捕獲の捕獲事業区とが 250m メッシュに占める面積の割合を表す。組織銃器捕獲は主に大島北部に加え、三原山南部や、西部と東部の捕獲事業区で、単独銃器は組織銃器捕獲の捕獲事業区外で広く実施された。全ての捕獲方法でみると全島で広く捕獲を行っているが、森林域の北部、市街地、急傾斜地などにカバー率の低い地域がみられた。

捕獲方法別の CPUE 及び SPUE（単位努力量あたりの目撃頭数）の変化をみると（図 13）、細分化柵で囲われた捕獲事業区内で捕獲を行っている組織銃器捕獲では CPUE と SPUE が低下する傾向にあるが、近年は新規の事業区や再設計した事業区での捕獲が多かったために横ばい傾向にあった。捕獲事業区外の広い範囲で捕獲を行っている単独銃器捕獲の CPUE や SPUE、張り網捕獲の CPUE は横ばいで推移しており、捕獲事業区外ではキョンの生息密度は大きくは低下していない可能性が示唆される。



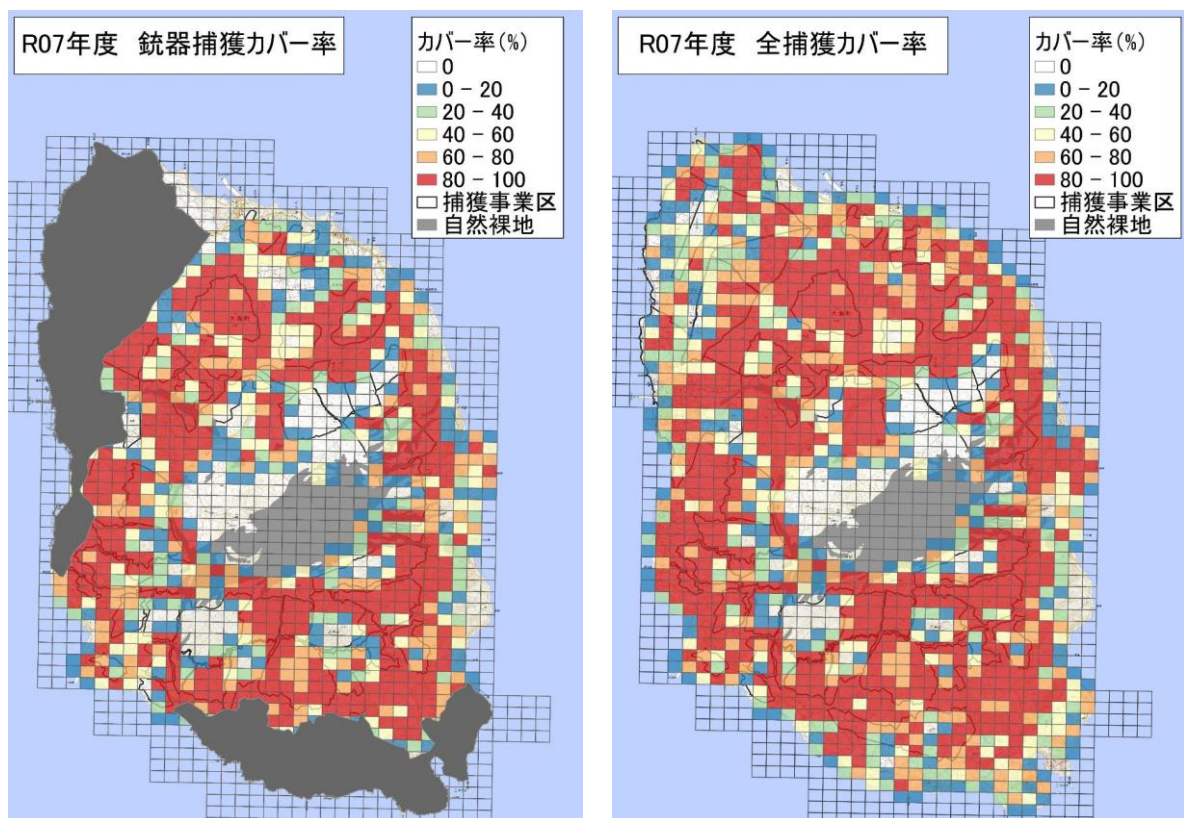


図 1 2 組織銃器捕獲（左上）と単独銃器捕獲（右上）及び両者を合わせた銃器捕獲（左下）、全捕獲（右下）のメッシュごとのカバー率（令和 7 年度）
全捕獲には銃器捕獲、張り網、箱わな、囲いわな、首くくりわな、足くくりわな捕獲が含まれる。

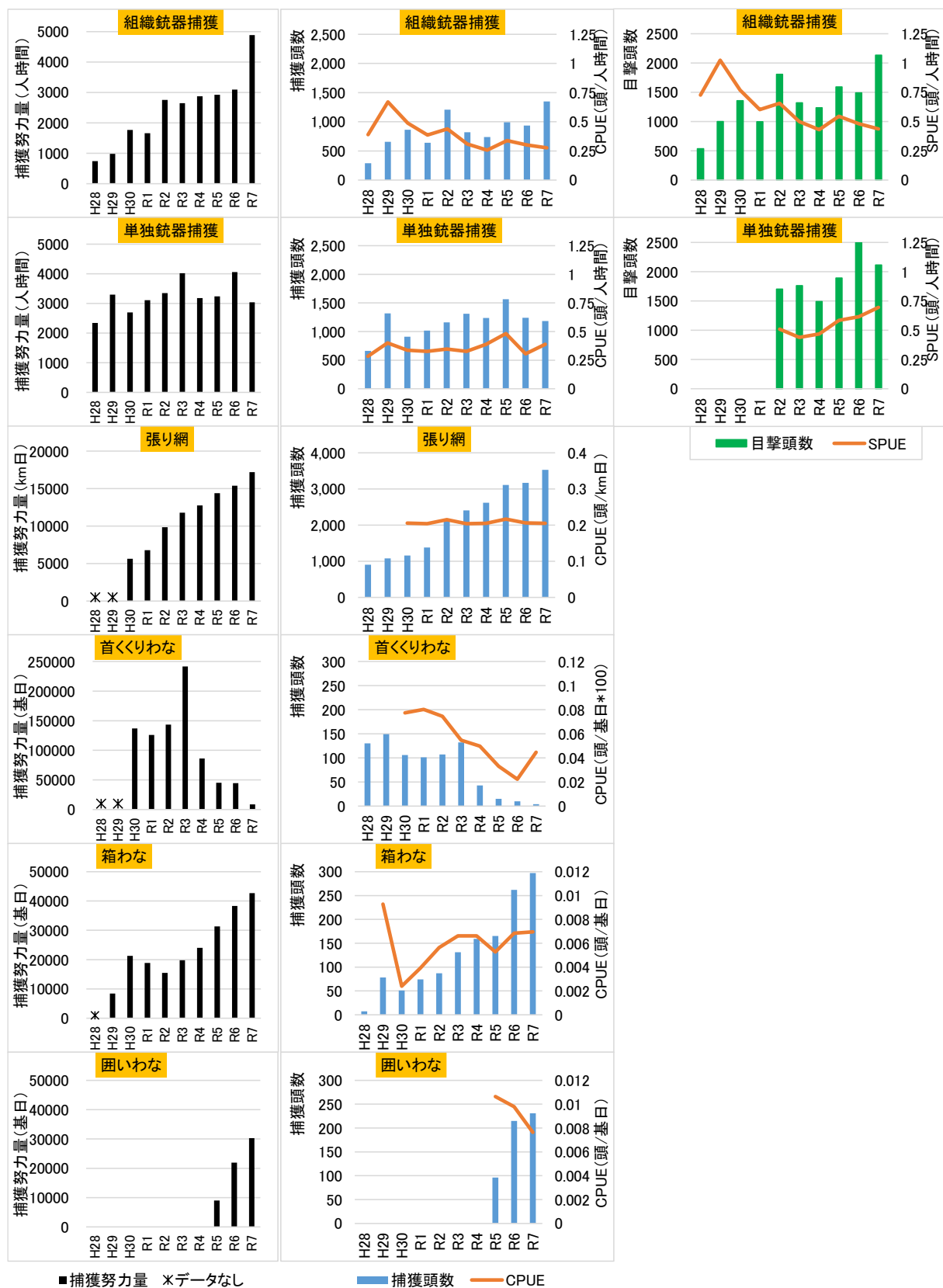


図 1 3 捕獲方法別の捕獲努力量、捕獲頭数、CPUE、SPUE の変化

張り網と箱わなには捕獲報奨金事業により新規に設置された分は含めていない

捕獲事業の効果の検証のため、捕獲方法ごとの CPUE（単位捕獲努力量あたりの捕獲頭数）や糞粒密度、センサーカメラ調査の撮影率のデータを用いて時空間相関係数の推定と、組織銃器捕獲の結果から除去法により推定された生息密度の外挿を INLA 法（Integrated nested Laplace approximation）を用いて行うことで、250m メッシュごとの捕獲前個体数の推移を推定した（図 1 4）。その結果、三原山北西部で統合密度指標の値が高い状況が継続していたが、令和 5 年度以降は低下する傾向が見られた。しかし、令和 7 年度では 10 頭以上の 250m メッシュが森林域や急傾斜地に広く存在しているため、広域かつ強い捕獲圧が必要である。

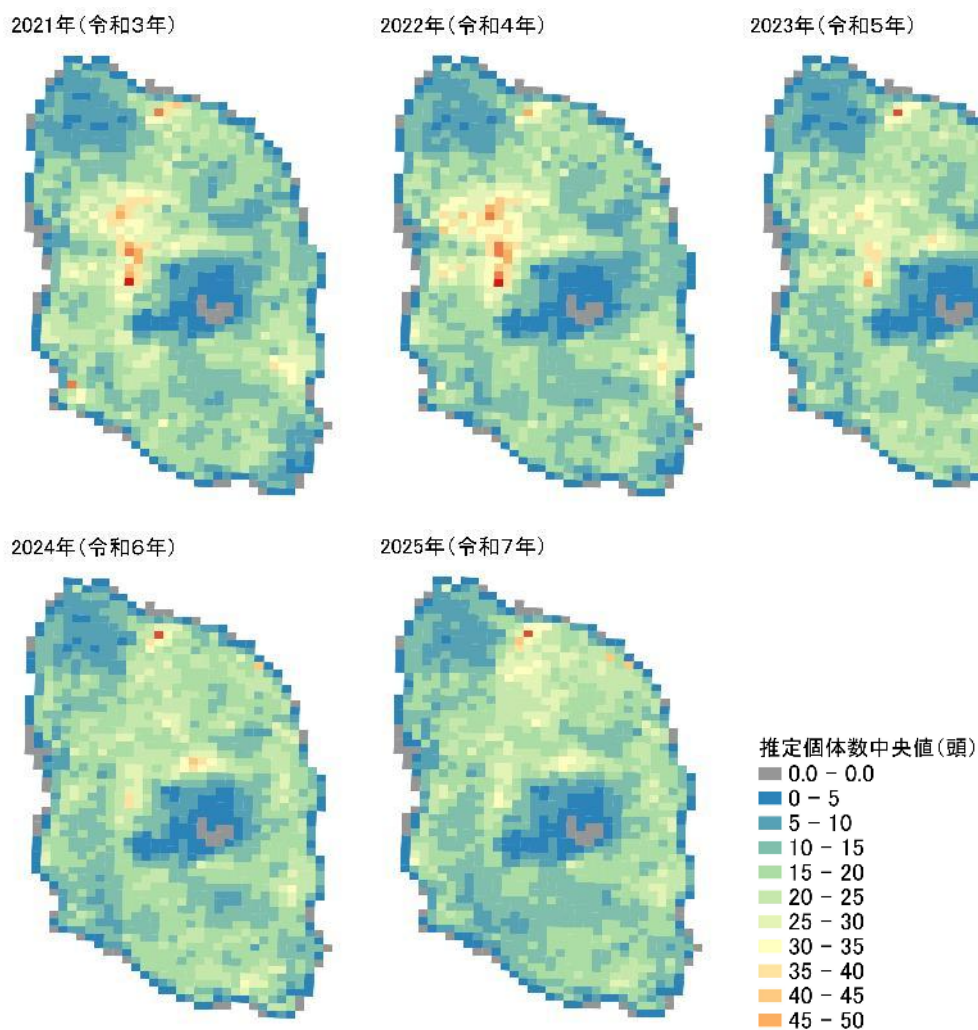


図 1 4 INLA 法による個体数の推定結果

ウ 個体数の推定

キョンの生息状況を把握し、今後の防除事業に資することを目的に、これまでの生息状況調査の結果と捕獲データを用いて、大島全域におけるキョンの生息個体数を推定した。

大島全域における令和 7（2025）年末の個体数は中央値 12,707 頭（95%信用区間：8,989～17,303 頭）と推定された（図 1 5）。

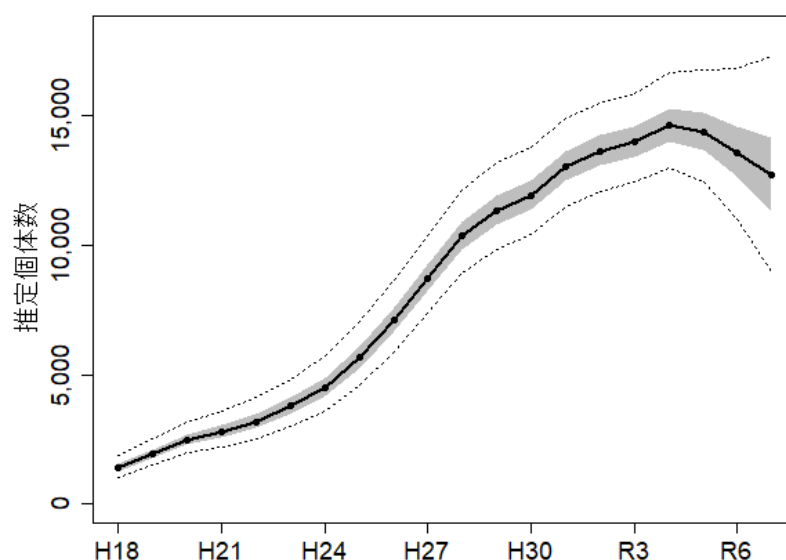


図 1 5 推定された個体数の推移

エ 植生モニタリング

キョンによる希少植物への影響について大島の植物に詳しい有識者にヒアリングを行い、情報を収集した。いくつかの希少植物がキョンにより島内で絶滅に近い状態となっているほか、多くの種がキョンによる食害で減少している状況である。

オ 農作物被害の発生状況

大島町によるアンケート調査によれば、キョンの採食により、アシタバやサツマイモなどの野菜類や園芸植物など、農作物への被害が発生している。

（４）島民への理解促進活動

ア 普及啓発チラシの配布等

キョンの生態や防除事業の概要を周知するために普及啓発チラシを作成し（図 1 6）、大島の在住者に向けて広報おおしまで全戸配布を行うとともに、支庁、役場、船客待合所（元町港・岡田港）及び大島空港に配布した。

また、地域住民の理解と協力を得ながら防除を効果的に進めるために、キョン目撃報告 LINE アプリを公開して住民参加型の情報収集を行った。



キョン防除の取組にご理解とご協力ををお願いします。

- キョンが道路に飛び出し、車に衝突する事例が発生しております。ご通行の際にはお気をつけください。
- 犠牲体やわなにかかったキョンを見つけた方は、大島公園事務所にご連絡ください。
- わなにキョンがかかっても、逃がさないようにお願いします。
- 銃の捕獲エリアには立ち入らないようにお願いします。
- キョンを捕獲するための罠の設置や土地内への立ち入り、ご理解とご協力をお願いします。
- ネコが張り網やわなにかかるおそれがありますので、屋内での飼育にご協力をお願いします。

東京都キョン防除事業について

銃器による捕獲の安全対策



- ▶ 大島支庁のホームページ等による作業予定の周知
- ▶ ハンター用のオレンジベストを着用し、周囲に注意喚起
- ▶ のぼり旗や注意看板を設置し、周囲に注意喚起
- ▶ 集団での銃器による捕獲は、柵やトラロープで囲われた中で実施

防除作業は細心の注意のもと行っております。銃声等ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

連絡先

キョンの捕獲について 04992-2-9111 東京都大島支庁土木課大島公園事務所 東京都大島支庁土木課大島公園事務所 東京都大島支庁土木課大島公園事務所

伊豆大島の



キョンの捕獲について

東京都

キョンは「特定外来生物」です。



● もともと生息している地域 → 中国、台湾
● 国内で繁殖しているところ → 伊豆大島、千葉県房総半島

※「特定外来生物」を飼育、人の畜・養育、森林破壊等へ被害を及ぼすもの又は及ぼすおそれがあるものとして特定外来生物に選定された外来生物

東京都 キョン 検索



農作物や希少植物などへの食害

農作物などの被害

キョンは、大切に育てたアジサイやサツマイモなどの野菜や庭の草花を食べてしまいます。

生態系への影響

三原山を代表する花のひとつであるサクユリをはじめ、伊豆大島に生育する希少植物の多くがキョンにより食害を受けています。

キョンにより食害を受けている植物

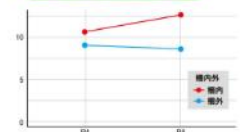
絶滅に近い種類 **6種**

減少している種類 **36種**

森林の植物を守るために、キョンの根絶を目指します。

キョンによる植物への影響を抑えるために、キョンが入らない柵を設置したところ、柵の中では植物の種類が増えました。柵の外では植物は増えていないため、キョンにより森林の植物が食べられていないことがわかります。森林の植物を回復させるためにキョンの根絶を目指します。

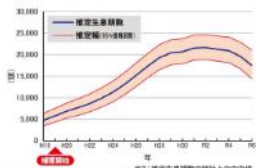
柵の内外の植物種数の変化



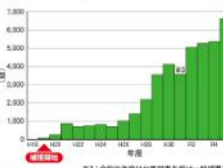
今後、キョンの捕獲をさらに強化していきます。

伊豆大島には、令和6年末時点では約17000頭[※]のキョンが生息すると推定されています。これまでの取組によりキョンの推定生息頭数は横ばいから減少傾向に転じています。根絶を達成するために、全島でさらに捕獲を強化していきます。

キョンの推定生息頭数の推移



キョンの捕獲頭数の推移



令和6年度捕獲頭数合計 6,324 頭

市街地では主に種々な張り網により捕獲しています

市街地では主に種々な張り網により捕獲しています。また、20cm程度の網を設置し、キョンが網に引っかかると自動的に捕獲されます。

市街地以外では主に銃やくりわな、張り網により捕獲しています

市街地以外では主に銃やくりわな、張り網により捕獲しています。また、20cm程度の網を設置し、キョンが網に引っかかると自動的に捕獲されます。

大島公園 4,339頭

三原山 755頭

分動捕獲の設置(予定あり)

市街地における防除

市街地においてもキョンによる被害が問題となっており、対策強化が必要です。捕獲効果の高い銃器の使用が制限されるため、都では誘導柵やわなを用いた捕獲を行っています。今後は、キョンが住処にしている休耕地や雑木林等を対象に、人や犬でキョンを追い立てる捕獲等も行っています。

● 足りくりわなによる捕獲を予定しています。

● ネコがわなにかかるおそれがありますので、屋内での飼育にご協力をお願いいたします。



誘導柵やわなの設置には、住民の皆様のご協力が必要です。ご理解のほど、何卒よろしくお願いたします。

図 16 令和 7 年度キョン普及啓発チラシ

イ 講習会の開催等

島民によるキョン防除事業への理解を促すとともに、捕獲報奨金事業への参画を促進するために、講習会を開催した。

ウ その他

銃器による捕獲を実施する際、支庁ホームページや防災無線、広報おおしまを活用した注意喚起を行った。

（５） 検討委員会等の開催

ア 東京都キョン防除対策検討委員会

学識経験者等の専門家、東京都環境局担当職員、大島支庁担当職員、大島町担当職員等で構成される「キョン防除対策検討委員会」を計２回（令和７（2025）年７月23日、令和８（2026）年３月４日）開催した。

イ 東京都キョン専門家意見交換会

学識経験者等の専門家からの意見聴取を計３回行った。

ウ 大島キョン防除事業工程会議

防除事業に係る関係者で構成される工程会議を毎月１回大島支庁において開催し、防除事業の進捗状況の報告や情報交換を行った。

（６） 令和７年度の事業の成果と課題

令和７年度の取組により捕獲実施エリアが一部で拡大し、大島全域に捕獲圧をかける体制の構築に向けて前進したと言える。また、キョンの生息密度指標が低下した捕獲事業区がさらに拡大した。その一方で、いくつかの生息密度指標は明確には低下しておらず、キョンの生息密度は大きくは低下していない可能性が考えられる。また、捕獲の空白域が多くの地域にみられることが課題となっている。生態系への影響や農作物等の被害も継続して発生しており、引き続き捕獲実施エリアの拡大と効果的な捕獲の実施が必要である。

4 令和 8 年度の取組み

(1) 目標

引続き捕獲対象地域の拡大と効果的な捕獲を実施し、8,000 頭以上の捕獲を目指す。また、令和 8 (2026) 年度の捕獲対象ブロック内の捕獲事業区においては、各小区画の捕獲後の残存目撃頭数を 1 頭以下の状態にすることを旨とする。

(2) 取組の方針

令和 8 (2026) 年度から令和 10 (2028) 年度の 3 年間で集中捕獲期間と位置づけてキョンの個体数を年々着実に減少させるだけの高い捕獲圧を全域にかけ続け、キョンの個体数を大きく減少させる。

森林域においては、引き続き組織銃器捕獲、単独銃器捕獲、張り網等による捕獲を実施する。今年度は三原山南西ブロック（図 1 7）において重点的に捕獲圧をかけてキョンの低密度化を図るとともに、次年度以降の捕獲対象ブロックである三原山東ブロック及び三原山北ブロックにおいても個体数の削減を図るための捕獲を行う。また、分断柵や細分化柵の維持管理を計画的に実施し、捕獲効果の維持を図る。

捕獲事業区が設定できない場所においては単独銃器捕獲や張り網等により捕獲を行うとともに、足くくりわな捕獲を導入する。さらに、単独銃器捕獲や、土地使用承諾調査の未達・未返信の場所における張り網捕獲により、捕獲エリアの拡大に努める。

捕獲の空白域に対しては、新たに足くくりわなや迫込み捕獲を行う事業を開始するとともに、引続き組織銃器捕獲のための捕獲事業区の拡大を図る。

市街地では、張り網や箱わななどによる捕獲を継続するとともに、捕獲対象地域を拡大する。また、捕獲報奨金制度や目撃情報アプリによる住民からキョンの目撃情報を活用して、効果的にわなや張り網の設置を進める。さらに、足くくりわな捕獲の導入に向けて調整、準備を進める。

火口域では、根絶が見込める効果的な捕獲を展開し、高い捕獲圧をかけてキョンの個体数を大きく減少させる。火口域の低木林では、捕獲事業区を設置して組織銃器捕獲を実施する。低木林―草地移行部では、足くくりわな捕獲、巻き狩り、ドローンを活用した銃器捕獲などを組合せて実施する。

急傾斜地では、単独銃器捕獲、足くくりわな捕獲を広範囲に展開する。

なお、令和元 (2019) 年度の台風被害を踏まえ、今後も同様の自然災害が発生しうることを念頭に、各防除事業者と綿密に連携しながら防除事業を実施していくこととする。



図 1 7 森林域における捕獲対象ブロック

(3) 防除事業

ア 防除委託による捕獲業務

a. 大島キョン防除委託（防除北部・南部）

森林域（組織銃器捕獲の対象範囲外）及び市街地において、張り網、わなにより捕獲を実施する。また、足くくりわなを併用して捕獲効率を高め、キョンの個体数の削減を図る。

b. 大島キョン防除委託（単独銃器捕獲）

森林域（組織銃器捕獲の対象範囲以外）及び急傾斜地において、忍び猟や待機射撃など、銃器による捕獲を実施する。特に、これまで捕獲圧がかかっていない場所や、組織銃器捕獲が実施できない場所などにおいて重点的に捕獲を実施する。

c. 大島キョン防除委託（防除市街地）

市街地の既存の捕獲事業区におけるわな・張り網の未設置地域においてわな・張り網の設置を進める。また、新たに事業区を設定し、誘導柵を設置し、箱わなや張り網による捕獲を開始する（図 1 8）。



図 1 8 防除市街地の対象範囲

d. 大島キョン防除委託（組織銃器 A、組織銃器 B、組織銃器 C）

細分化柵等を活用して複数人で銃を用いてキョンを追いつめる組織銃器捕獲を実施する。これまでに組織銃器捕獲を行っていない場所に細分化柵を設置し、新たに捕獲事業区を拡大して捕獲を実施する。

令和 8（2026）年度の捕獲対象ブロック内の捕獲事業区においては、各小区画の捕獲後の残存目撃頭数を 1 頭以下の状態にすることを旨とする。

e. 大島キョン 防除委託（急傾斜地・空白域捕獲）

森林域及び急傾斜地において、既存事業により捕獲が実施されていない場所や捕獲が不十分な場所を対象に足くくりわな捕獲や追込み捕獲を実施する。

f. 大島キョン防除委託（火口域捕獲）

火口域において、足くくりわな捕獲、巻狩り、ドローンを活用した銃器捕獲を実施する。

イ 柵設置・維持管理業務

a. 分断柵設置・復旧工事

島内のキョンの移動を防ぐとともに組織銃器捕獲を効果的に行っていくために、島全体を大きく分断する柵を設置・維持管理する。

b. 細分化柵設置・復旧作業委託

組織銃器捕獲を効果的に行うために、捕獲事業区内の細分化柵を設置・維持管理する。

ウ 防除対策運営管理調査委託

各種調査を行い、生息状況等を把握して効率のよい防除対策運営管理に向けた基礎資料を作成するとともに、事業が円滑に進むような調整役を担う。

① モニタリング

防除事業全体の進捗状況、捕獲事業の進捗状況を評価するためのモニタリングを行う。また、希少植生への影響に関する有識者ヒアリングや希少植物保護柵の設置に係る調査・検討を行う。

② 個体数推定

モニタリング結果や捕獲効率などのデータを収集・蓄積し、キョンの個体数を推定する。

③ 捕獲効果の検証

複数の防除事業が展開されている中で、大島全体に対して捕獲圧がかけられているかを確認するため、CPUE による捕獲効率の分析や、捕獲を実施している面積率（捕獲カバー率）の算出、INLA 法による評価を行う。

④ 防除事業のコーディネート

東京都キヨン防除実施計画に基づき事業を円滑に進めるため、各防除事業の調整、助言及び指導を行う。

⑤ 市街地における捕獲方法の検討

市街地において複数の捕獲方法を組合せた捕獲を試行して捕獲効果を検証する。

⑥ キョンの誘引方法の検討

わなによる捕獲効果を高めるために、キヨンを誘引するための誘引物候補の効果を調査する。

⑦ その他

普及啓発（チラシ原稿案や講習会資料の作成）、キョン防除対策検討委員会等の運営、次年度事業実施計画案の作成などを行う。

表3 モニタリング項目一覧

目的	項目	方法等
防除事業全体の進捗状況の評価	糞粒密度調査	方法：1箇所あたり3本の調査ラインを設定し、ライン上5m間隔に50×50cmのコドラートを30個設定し、糞粒数を計測。 調査地点：令和7年度の調査地点に4箇所を追加する。
	センサーカメラ調査	方法：1箇所あたり3台設置。11月、12月の2ヶ月間撮影し、性別・成幼別の頭数を集計。 調査地点：令和7年度の調査地点に4箇所を追加する。
	CPUE等	方法：捕獲方法別に、捕獲努力量とCPUEをメッシュ単位で集計。
	個体数推定	方法：上記の結果と捕獲結果を用いて推定する。
捕獲事業の進捗状況の評価	CPUE等	方法：組織銃器捕獲を対象に、捕獲努力量、SPUE、CPUE、残存目撃頭数を事業区単位で集計。
	捕獲カバー率	方法：わなや張り網の設置位置、単独銃器捕獲の捕獲作業ラインにキョンの行動圏のバッファを発生させた範囲、及び組織銃器捕獲による捕獲事業区の範囲が、250mメッシュに占める面積率を計算。
	INLA法による分析	方法：生息状況モニタリングやCPUEのデータを用いて時空間的な平滑化を行い、メッシュ単位で統合密度指標の推移を推定。
植生への影響と回復状況の評価	希少植物への影響把握	方法：有識者へのヒアリング

（４）捕獲報奨金事業

一般島民を対象とした捕獲報奨金制度により箱わな、張り網捕獲を強化するとともに、これまでに土地使用承諾の得られなかった場所での捕獲を推進する。

（５）希少植物の保護

キョンの食害により生育に影響を受けている希少植物の生育地に防護柵を設置する。

（６） 島民への理解促進活動

ア 普及啓発チラシの作成

大島の在住者及び来島者にキョン防除事業の進捗状況を周知し、防除の必要性についての理解を得るために、チラシを作成し、配布する。また、地域住民の理解と協力を得ながら防除を効果的に進めるために、キョン目撃報告 LINE アプリを公開して住民参加型の情報収集を行う。

加えて、ネコの屋内飼育を促進するためのチラシを作成し、配布する。

イ 講習会等の開催

大島の在住者に向けてキョン防除事業への理解を促すための講習会等を開催する。

（７） 検討委員会等の開催

ア 東京都キョン防除対策検討委員会

学識経験者等の専門家、東京都環境局、大島支庁、大島町等で構成する「キョン防除対策検討委員会」を開催して意見聴取を行い、防除事業の進捗確認や評価、防除実施計画の見直し等、効果的なキョン防除事業となるよう検討を進める。

イ 東京都キョン専門家意見交換会

学識経験者等の専門家から意見聴取を行い、効果的なキョン防除事業となるよう検討を進める。

ウ 大島キョン防除事業工程会議

防除事業に係る関係者で構成し、防除事業の進捗状況の共有や情報交換を密に行い、効率的な防除事業の展開を図る。